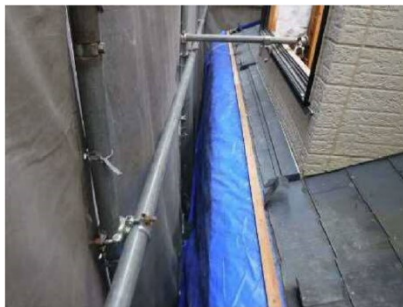


5.6 レベル3建材(アスベスト含有成形板等)の除去

関係規程：法第18条の14、第18条の20 / 法施行規則第16条の4、別表第7 / 国マニュアル「4.11」

レベル3建材のうち、アスベスト含有成形板等※¹を除去する際は、原則として切断等を行わず、原形のまま取り外す必要があります。

ただし、原形のまま取り外すことが技術上著しく困難なときや、作業の性質上適さないときは、建材の種類に応じて、建材の湿潤化、周辺養生をする必要があります(詳細は国マニュアル「4.11」を確認ください)。



大気汚染防止法及び政省令の改正について(環境省説明会資料)、国マニュアルより

アスベスト含有成形板等を除去する作業の基準

- ① アスベスト含有成形板等を切断、破砕等することなくそのまま建築物等から取り外す※²こと
- ② ①の方法により除去することが技術上著しく困難なとき※³、建築物等の改造・補修作業の性質上適しないときは、除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること
- ③ けい酸カルシウム板第1種にあっては、①の方法により除去することが技術上著しく困難なとき、建築物等の改造・補修作業の性質上適しないときは、次に掲げる措置を講ずること
 - ・ 特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生すること
 - ・ 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること
- ④ アスベスト含有成形板等の除去後、作業場内のアスベストを清掃すること。養生を行ったときは、養生を撤去する前に作業場内の清掃その他のアスベストの処理を行うこと

※1 アスベスト含有下地調整塗材を含みます。なお、アスベスト含有仕上塗材の除去については、「5.7 レベル3建材(アスベスト含有仕上塗材)の除去」を確認ください。

※2 「そのまま建築物等から取り外す」とは、ボルトや釘等を撤去し、手作業で取り外すことを意味します。

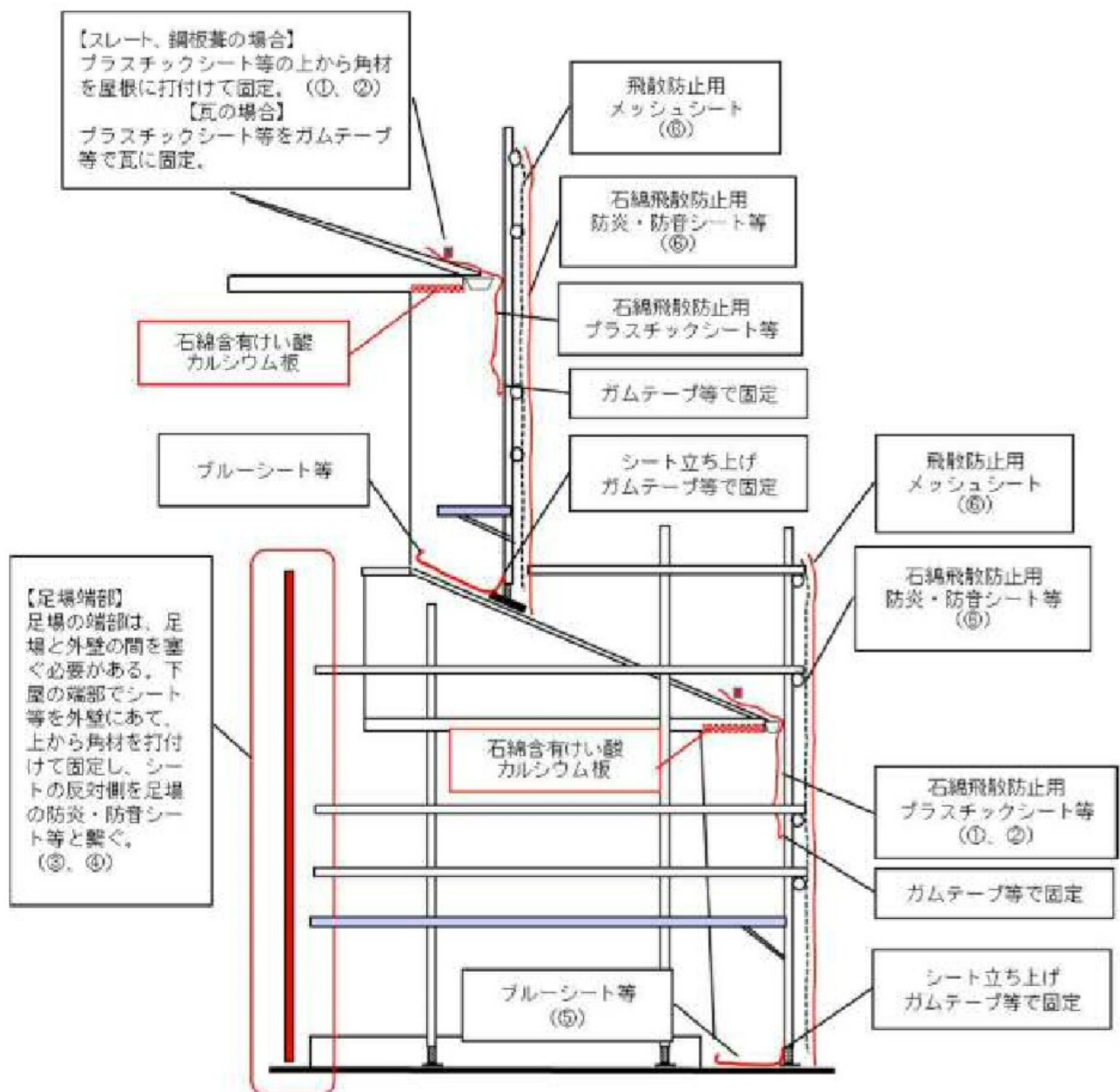
※3 「原形のまま取り外すことが技術上著しく困難なとき」とは、建材や固定具が劣化している場合、建材が下地材等と接着材で固定されている場合などを指します。

留意事項	
湿潤化	●「湿潤化」とは、作業前に散水で建材を湿潤な状態にするだけでなく、作業中も切断面等へ散水等し、湿潤な状態を常時保つことを意味します。粉じんの飛散の程度に応じ、建材の湿潤化状況を確認しつつ、適切な箇所に適量の散水等を行います。
養生	●「養生」とは、作業場の周囲と上下をプラスチックシート等で囲うなどにより、建材の周辺を養生することを意味し、必要に応じて、壁や床等も汚染を防ぐために養生します。なお、シートやパネル間の目張りまでは必須ではありませんが、建物が隣接している等、近隣住民への配慮が必要と考えられる現場については、工事粉じんの適切な飛散防止措置を行います。 ●作業場が屋内の場合、換気口等の開口部はプラスチックシート等で目張りします。 ●アスベスト含有下地調整塗材を電気グラインダー等の電動工具を使用して除去するなど、大量に粉じんが発生することが想定される場合は、必要に応じて作業場を養生します。 ●軒天等に使用されたけい酸カルシウム板第1種を取り外すとき、釘等の固定具が劣化しているなどで当該建材の一部を破断して取り外す場合は、湿潤化と養生が必要になります。
清掃	●周囲に飛散したアスベスト含有成形板等の破片や粉じんは、湿潤化しながら集め、その後、粉じん飛散防止処理剤等を散布して高性能真空掃除機で清掃します。なお、養生を行った場合は、養生撤去前に粉じん飛散防止処理剤等を散布することが望ましい。
廃棄物	●取り外したアスベスト含有成形板等は、原則として薬液等により湿潤化し、切断や破砕は行わず、原形のまま取扱います。 ●取り外したアスベスト等は、堅固な容器や確実な包装に密封し、個々の容器や包装等の見やすい箇所に、アスベスト等が入っていることや取扱い上の注意事項を表示します。ただし、原形のまま取り外し、「塊状であって、そのままの状態では発じんのおそれのないもの」であれば、容器や包装等に入れることは求められていません(石綿障害予防規則)。 ●アスベスト含有成形板等や、その除去作業でアスベストが付着した資材等の廃棄物は、石綿含有産業廃棄物として、次の措置を講じる等、適切に保管・運搬・処分します(詳細は「石綿含有廃棄物等処理マニュアル(第3版)」(環境省)をご確認ください)。 ○荷重により変形又は破断しないよう整然と積み重ね、シート掛け又は梱包する等します。なお、破断・切断したアスベスト含有けい酸カルシウム板第1種は、フレキシブルコンテナや十分な強度を有するプラスチック袋等に梱包し、廃棄物の露出がないようにします。 ○現場に一時保管する場合は、他の産業廃棄物と分別して一定の場所に保管し、アスベスト含有産業廃棄物の保管場所であることの表示をします。
確認	●アスベスト含有建材の除去後、作業場内の清掃を行い、必要な知識を有する者※4が建材の取り残しがないか検査し、必要に応じて写真等の記録に残します。

※4 建築物の工事の場合、建築物石綿含有建材調査者、令和5年10月の事前調査資格の義務付け適用前に一般社団法人日本アスベスト調査診断協会に登録され、確認を行う時点においても引き続き同協会に登録されている者、石綿作業主任者技能講習を修了した者を指します(令和2年11月30日付施行通知)。

工作物の工事の場合、令和8年1月1日以降は、工作物事前調査資格等又は当該特定工事に係る石綿作業主任者(石綿障害予防規則第19条に規定する者をいう。)、それ以前は石綿作業主任者のことを指します(令和5年6月23日付施行通知)。

軒天に使用されたけい酸カルシウム板第1種を除去する場合の養生の参考例



国マニュアルより